

## 令和7年第8回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年8月12日(火) 午後1時30分から午後2時40分
- 2 場 所 菊池市役所 本庁3階 305会議室
- 3 出席委員 1番/東博己 3番/中山真由美 4番/佐々木英樹 5番/松岡 忠  
6番/丸山利明 7番/吉野幸資 8番/横田 勇 10番/徳永久美  
11番/山本英治 12番/池田博之 13番/高山悦子 14番/木村克幸  
15番/泉田加代子 16番/平山一浩 17番/牛島誠治郎 18番/永松治雄  
19番/川口五月
- 4 欠席委員 2番/山内正春 9番/安武義徳
- 5 事務局 (本 庁) 古田十咲、高野美由紀、清水登、岡島尚輝、近藤孝雄  
(七城分室) 井芹加苗 (旭志支所) 小池 健
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について  
議案第2号 農地法第3条許可申請について  
議案第3号 事業計画変更について  
議案第4号 農地法第5条許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積促進等計画(案)について  
議案第6号 あっせん申出について
- 報 告 ①許可返納願について  
②合意解約について

### 《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は、議席番号9番、安武委員が、からの欠席の届け出がっております。本日は19名のうち17名の委員さんにご出席をいただいておりますので、菊池市農業委員会会議規則第9条における過半数を超えており、本会議は成立していることをご報告いたします。それではただいまより令和7年第8回菊池市農業委員会会議を開会いたします。まず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

### 《 会長挨拶 》

### 《議事録署名者指名》

会 長 議事録署名人を指名いたします。議席番号 1 番、東委員と議席番号 3 番、中山委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

### 《議案審議》

会 長 それでは、議案第 1 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

#### 議案第 1 号 新規就農について

事務局長 議案第 1 号新規就農についてご説明させていただきます。議案書の 1 ページをお願いいたします。新規就農にあたり、別紙の通り、農業計画書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は 1 件です。2 ページをお願いいたします。申請者の住所、氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積でございます。続きまして 3 ページでございます。家族、農業用機械の保有状況等、作付管理計画の内容につきましては、記載の通りでございます。先般 7 月 30 日に丸山会長はじめ、担当委員と事務局で面談を行っております。面談を行って頂きました川口委員の方よりご意見をお願いいたします。

川口五月委員 19 番川口です。先日、7 月 30 日に面談を行いました。この方は 7 年ほど前にこちらに移住されてきております。若い頃に、京都の岡目自然農塾というところで自然農法を学んで、それを実践されていたようです。こちらに来てからは、機械でする農業というものを学んだということでした。主に生計は農家のアルバイトや、小物の帽子とかバッグとかを作っておられて、その講師をされたり、自分で注文を取って販売とかもされているそうです。それから、地区の栗畑を手伝っている時に、一昨年、その地主さんが、急に亡くなられたので、管理を頼まれて、その栗を自分が出荷して、それは現金収入として使っているという事でした。これから先は、いろいろ小物野菜とかも作って、それを加工したりして、販売もしたいということで、家の方に加工場を作る計画もあるというお話でした。こちらに来た当初から地区のいろいろな行事とかには参加されていて、しめ縄を作るのが難しいとかいうお話をされていまして。馴染んでいらっしゃると思います。どうぞ皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 新規就農につきまして、事務局、担当委員からの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

はい、どうぞ

高山悦子委員 13 番の高山です。すいません。先ほどの会長のお話と、これは何か繋がるのですかね。地元で馴染んでいらっしゃるということをお先ほど聞いたんですけど、自然農

法や自然栽培から、他の方たちとの何か折り合いが悪かったりするようなことがあるんですかね。丸山会長がおっしゃったことの意味がよく分かってないんですが、これにどう繋がるのか分からないので質問しました。

**会 長** はい。この案件とは別で、以前に許可したところで、そういった苦情が来たということで、お話をしました。

**高山悦子委員** 13番の高山です。自然農法とか自然栽培って、私は素人でわからないんですけど、無農薬だったり、いろいろなこだわりがあると思うんですけど、それが、元々そこで農家をしてらっしゃる方と何か折り合いが悪くなることがあるんでしょうか。

**会 長** 新規就農された方の中で、耕作放棄地に近い状況になっているというような所もありますので、農業委員会で許可したならば、もう少し指導あたりをして下さいというような意見が来ましたので、先ほどのお話をしたわけです。

**高山悦子委員** はい。分かりました。

**会 長** 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

意見もないようですので、新規就農につきまして、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**会 長** はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

### **議案第2号 農地法第3条許可申請について**

**事務局長** 議案第2号、農地法第3条許可申請についてご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙の通り申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転11件、賃貸借権設定2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**事務局** 今月の案件は、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。5ページをご覧ください。所有権移転の1番です。土地の

所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

**会 長** 1 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

**松岡 忠委員** 5 番、松岡です。7 日に現地確認をして参りました。この案件は、譲渡人さんと譲受人さんは親戚関係で、有償での所有権移転の申請となっております。別に問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

**会 長** 次に、2 番をお願いいたします。

**事務局** 2 番です。この案件は、6 月総会に上がっておりました娘婿さんへの贈与に係る許可取り下げを今回は娘さんへの贈与へとやり直すものです。後で 28 ページの報告案件で出てきますが、6 月総会分申請に対しての、返納願が出されております。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書記載の通りです。

**会 長** 2 番につきましては、私の担当ですので意見を述べたいと思います。6 番の丸山です。今、事務局より説明がありましたように、6 月案件で、本来でしたら私たちは、今回申請しているような形での申請をされているとっておりましたところ、検討委員会の中で、譲受人さんの旦那さんの名義になっておりましたが、それは夫婦関係のお話で、何ら問題はないということで私も発言をしました。そのあと、6 月の案件の許可が出た後で、今回、譲受人さんから、自分の名義にしたいという、お話があったということで、事務局にも相談をされております。事務局としては、書類上、本人さんたちからの提出があり受け付けておりますので、本日のような手続きを申し上げました。ということを知りました。事務局と話をした中で、1 年後とか、また、今回のような希望に沿うような形でできますかということをお尋ねしたところ、許可書を本人さんが、まだ手元に持っておられまして、法務局にも提出はしてないということで、それだったら、返納願を出してもらえば、出来るのではなかろうかというようなお話をされましたので、今回、譲受人さんに連絡をして、事務局と相談をされた中での申請ということになっております。問題はないとっております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

**会 長** 次に、3 番をお願いいたします。

**事務局** 3 番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

**会 長** 3 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

**川口五月委員** 19番川口です。8月1日に緒方推進委員と現地を確認いたしました。ここは、先ほどの新規就農者の方が、以前は栗の収穫などを手伝っておられたところで、一昨年、ちょうど栗を収穫してる途中で、譲渡人さんのお兄さんの名義だったんですけど、急に亡くなられて、そのあと受け継いで作業はされておりました。この弟さんの方に手続きがあると聞きましたので、今回の申請になりました。特に問題ないと思います。栗がたくさん植えてありまして、もう今年もたくさん栗の実がついておりました。何も問題ないと思いますので、ご審議をお願いいたします。

**会 長** 次に、4番をお願いいたします。

**事務局** 4番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

**会 長** 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**牛島誠治郎委員** はい。17番の牛島です。8月6日に推進委員さんと現地調査を行いました。面積は8筆の4645.51㎡です。ここは、全部、畔草を切っており、管理をしてありました。この後は、野菜をつくるということでありました。何も問題ないかと思しますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

**会 長** 次に、5番をお願いいたします。

**事務局** 5番です。一部訂正がございます。一番下の52㎡の畑につきましては、現況は畑ではなく、道路の一部となっておりますので、削除の方、よろしくお願ひいたします。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

**会 長** 5番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

**吉野幸資委員** 7番の吉野です。この土地につきましては、親子間の贈与ということですが、現地確認しましたところ、田は水稻を作られており、畑は現在、耕うんだけしてある状態でした。状況的には親子間の贈与ということで、問題ないと思われしますので、よろしくお願ひします。

**会 長** 次に、6番をお願いいたします。

**事務局** 6番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 6番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7番の吉野です。この件につきましては、贈与ということで、知人間ですが、遠い親戚にあたる方でございます。土地につきましては、登記簿上、田でございまして、現在、水稻が栽培されております。特に問題はないと思われまますので、よろしく願いします。

それから、ここにつきましては、野菜等を作られるということで、土地は水田でございませけれども、現況は、野菜畑みたいな形で利用されてるようでございます。よろしく願いします。

会 長 次に、7番をお願いいたします。

事務局 7番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7番の吉野です。ここにつきましては、譲渡人の方が、離農をしたいというような意向がございまして、近くに、現在少しずつ土地を増やしている方がおられまして、その方が「買ってもいいよ。」というようなことございまして、有償にてこれを譲り渡すというようなことございまして、場所につきましては、持ち主の方の宅地の近くでございまして、登記簿上は田でございませけれども、家庭菜園程度しかつくれないような土地でございまして、そこに近くの方が同じく利用するというので、有償にて手渡すということになっております。状況的には問題ないと思いまますので、よろしくお願いいたします。

会 長 次に8番をお願いいたします。

事務局 8番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 8番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員 10番の徳永です。譲渡人さん譲受人さんは、ご兄弟の関係です。元々ご実家が七城町ということで、譲渡人さんの方が、県外で、熊本には帰らないということで、ご兄弟の方に、今回、所有権移転になってます。今は七城の方が、小作をしていらっしやいますので、譲受人さんの方から小作をされてる方には、お話に行きましたということでした。何ら問題はないと思いまます。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 次に 9 番をお願いいたします。

事務局 9 番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 9 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

東博己委員 1 番東です。担当員さんは、今日欠席なので、私が代理で説明させていただきます。この案件は、双方合意による所有権移転となっております。譲渡人が、地元出身の県外在住の方で、もう 10 年ほど草刈だけで、耕作はされておられなくて、管理だけはされておりました。もう高齢により、誰か買う人いないだろうかということで、今回の合意に至って、売買となっております。譲受人の方は、栗を栽培されるということです。何ら問題ないかと思しますので、皆さんのご審議をお願いいたします。

会 長 次に 10 番をお願いいたします。

事務局 10 番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 10 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

山本英治委員 11 番の山本です。譲受人は、熊本在住ですが、菊池市内の農業を経営されております。農機具等は、地元保管されており、水稻、蕎麦を作付けされております。権利取得後は、周囲の農地と一体的に蕎麦を作付する。ということです。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 次に 11 番をお願いいたします。

事務局 11 番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、譲渡人、譲受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

会 長 11 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

山本英治委員 11 番の山本です。今回の申請は、譲渡人が高齢となったため、譲受人に売買の話があったものです。譲渡人は、畜産農家をされており、WCS 飼料を作付けされており、今回の申請地でも飼料作物を作付されるということです。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 賃貸借権設定の 1 番をお願いいたします。

**事務局** 賃貸借権設定の1番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

**会 長** 賃貸借権設定の1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**牛島誠治郎委員** 17番の牛島です。8月6日に、推進委員さんと時間が合わなかったので、私だけで現地調査を行いました。推進委員さんは、後程、現地調査を行っておられます。ここにはハウスを建てられていて、カスミソウを作られるそうです。何も問題ないかと思しますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 次に2番をお願いいたします。

**事務局** 2番です。土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、貸付人、借受人、経営面積等につきましては、議案書に記載の通りです。

**会 長** 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**泉田加代子委員** 15番、泉田です。譲渡人さんが、高齢になったため、双方合意で賃貸借権の申請が出ています。水稻と麦を作る予定で、期間は10年間ということです。24歳という若い人が、頑張っています。特に問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

**会 長** 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**会 長** はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次、議案第3号上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

**事務局** はい議案第3号、事業計画変更について、ご説明させていただきます。10ページをお願いいたします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙の通り、申請書の提出

がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**会 長** 1番につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局** はい。11ページをご覧ください。所在、地番、地目、面積、申請者、上段が当初の申請者、下の方が事業の承継者となっております。転用の事由につきましては、当初と変わらない建築条件付きの売買予定地となっております。この土地につきましては、スクリーンの方をご覧ください。泗水支所から西へ約3,200mのところにあります。1種農地でございます。集落接続ということで、許可相当に該当してますが、今年4月に申請及び許可をされた案件でございます。上段に書いてあります申請者の方が、親会社である事業承継者の会社に吸収ということと、それから、全体計画につきましては、現状はこのような形になっておりますけれども、全体計画では、当初、12区画ありまして、真ん中のところが4区画あったところを、1つ減らして、変更後は11区画という、事業計画全体の変更があつてるところでございます。まだ現地の方は、造成等も始まっておりませんし、事務局の方で確認をして、今回の申請を受けたところでございます。転用は可能かと思うところでございます。以上です。

**会 長** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**泉田加代子委員** 15番、泉田です。今、事務局から説明があつた通りの内容です。ここは、4月に一度、現地確認しておりますので、今回はしておりません。特に問題ないと思いません。皆様のご審議をお願いいたします。

**会 長** 事業計画変更につきまして、事務局、担当員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**会 長** はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次、議案第4号上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

**事務局** はい。議案第4号、農地法第5条許可申請についてご説明させていただきます。

12 ページをお願いいたします。農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の通り申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転 5 件、使用貸借権設定 1 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**会 長** それでは、所有権移転の 1 番について、説明をお願いいたします。

**事務局** はい。それでは 13 ページになります。まず 1 番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、施設の面積、転用事由は、議案書の通りとなっております。場所につきましては、スクリーンをご覧ください。市役所から西に約 1,100m で、都市計画法の用途区域地内の農地でございます、農地区分は 3 種農地となります。以上です。

**会 長** 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**松岡 忠委員** 5 番の松岡です。7 日に現地を確認して参りました。この申請は、建設会社の方が、資材置き場を作りたいということでの申請です。車両や砕石置き場としたいとの事です。別に問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

**会 長** 次、2 番をお願いいたします。

**事務局** はい、2 番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、施設の面積、転用事由等は、議案書の通りとなっております。スクリーンをご覧ください。場所につきましては、市役所から北西約 1,500m の位置になりますが、10 ヘクタール以上の広がりのある第 1 種農地になりますが、集落接続ということで、1 種農地は原則転用不可ということなんですけど、例外規定の集落接続にあたる農地でございます。以上です。

**会 長** 2 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**松岡 忠委員** 5 番の松岡です。7 日に事務局と推進委員と現地確認を行いました。この案件は、家別れをしてから、譲受人が、新しく家を建てたいということです。農家住宅と倉庫を建てて、やっていきたいということです。別に問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

**会 長** 次、3 番をお願いいたします。

**事務局** はい。3 番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、施設の面積、転用事由は、議案書の通りとなっております。場所につきましては、スクリーンをご覧くださいと、市役所から東南方向に約 2,400m の地点になりますが、ここも 10 ヘクタール以上の広がりのある 1 種農地ということですが、既存敷地の 2 分の 1 を超えない拡張と

いうことで、1種農地の例外に当たるところでございます。以上です。

**会 長** 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**横田 勇委員** はい。8番、横田です。現地確認の時、私が都合で受けませんでしたので、今日、来る時に寄ってきました。家族の方、申請者の方も一緒におられました。ここは小学校の隣で、住宅は建っていたのですが、昔建てられて、車が入れないような状況でした。そこに後から入られた方が、車も入れないということで、近所だけの了解で、農地を拡張してしまいました。農業委員会に許可を受けていませんでしたので、始末書を提出してあります。現状、この道路は、ここの住宅だけで、利用されています。車が2台、ありました。事後承諾ですが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**会 長** 次、4番をお願いいたします。

**事務局** はい。続いて14ページをお願いいたします。4番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、施設の面積、転用事由等は、議案書の通りとなります。場所につきましては、スクリーンをご覧ください。市役所から西へ約2,400mのところでありまして、ここにつきましては、上下水道が、埋設してあります道路に接しておりまして、そしてまた、概ね500m以内に、二つ以上の教育施設、医療施設、菊之池小学校とたがみクリニックがございますので、区分といたしましては、3種農地になっております。以上です。

**会 長** 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**牛島誠治郎委員** 17番の牛島です。ここは、元は畑でございます。それをNPO法人を経営しておられる譲受人さんが、駐車場にしたいということでの申請です。この駐車場の隣、50mから60m先に、新事業所を建てられており、そこに勤務する社員の駐車場という事でございます。面積は594㎡でございます。それから、ここは駐車場ですので、生活排水とか汚水は発生しません。雨水は、敷地内処理をするということでございます。何も問題ないかと思っておりますので、皆さんのご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 次、5番をお願いいたします。

**事務局** はい。5番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、施設の面積、転用事由につきましては、議案書の通りとなっております。場所につきましては、スクリーンをご覧ください。市役所の泗水支所から北東約2,600mの位置にあります。農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、10ha未満の2種農地という区分になります。以上です。

会 長 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

山本英治委員 11番の山本です。7日に現地確認をいたしました。譲受人が菊陽町に支店がある不動産会社で、TSMCに関連する国内外の企業より事務所、居住施設、倉庫など、問い合わせが多くなっているようで、その要望に応え、事務所兼住居として貸し出しするための転用申請です。施設の概要は、事務局より説明があった通りですが、倉庫を有しているため、トラックの回転スペースが必要となっています。給排水は、北側道路に埋設されている、市の上下水道を利用されます。雨水については透水性舗装と、浸透柵で、宅内処理する計画ですが、オーバーフローしたものについては、市の土木課と協議し、道路側溝に放流する計画です。入居される事業所は、決まっていないようですが、入居者に対し、住宅地に近いので、トラックなどに近隣住民の迷惑にならないこと、また、ごみ出しのルールは特に守っていただくことを説明するようにお願いしました。ごみステーションなどの設置は、菊池市環境課と協議することもお願いしました。以上が今回の申請となります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 次に、使用貸借権設定の1番について、説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは使用貸借権の1番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、施設の面積、転用事由は、議案書の通りとなっております。場所につきましては、スクリーンをご覧ください。市役所の泗水支所から、北東へ約260mということで、こういった支所等からの距離300m以内であれば、3種農地という農地区分となります。以上です。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18番、永松です。ここは個人住宅で、祖父との使用貸借ということで申請されております。泗水支所から東側に位置する場所で、良好な用地ということでございます。上水道につきましては、市の水道に接続しまして、下水道は市の下水道に接続、雨水につきましては、自然浸透と浸透柵を設置するというところでございます。問題はないと思いますので、審議をお願いします。ただ、道と用地の間に元の農家の水路がございまして、今は埋められておりまして、使用はされておられませんけども、地元の区とその扱いについては協議するように申し入れております。よろしく申し上げます。

会 長 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局、担当員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長 意見もないようですので、許可相当とすることにご異議のない委員さんは、挙手

をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**会 長** はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

**事務局** はい。議案第5号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明させていただきます。15ページをお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積等促進計画案につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**事務局** 16ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表案です。今月の利用権設定は、農地中間管理事業の賃貸借権設定が7件、所有権移転が4件となっております。それでは所有権移転の説明に参ります。17ページをご覧ください。1番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書記載の通りです。7月16日に農業委員さん、推進委員さんも立ち会いのもと、譲渡人から、農業公社への買い入れの契約があり、現地確認も行われております。申請地は、農振農用地区域内の農地となっており、今回は譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。2番、3番、4番につきましては、買受予定者が同一の方ですので、一括して説明させていただきます。土地の所在地、登記地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書記載の通りです。7月16日に農業委員さん、推進員さん立ち会いのもと、譲渡人から、農業公社への買い入れの契約があり、現地確認も行われております。申請地は、農振農用地区域内の農地であり、それぞれ譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。以上です。

**会 長** 農用地利用集積等促進計画案につきまして、事務局より説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりますので、確認をして頂きたいと思います。

( 資 料 確 認 )

**会 長** それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

**会 長** 所有権移転の1番から4番で、今回は受人さんが農業公社ということで、前回までは、譲受人さんが決まってるということで、意見を求めていたんですが、今回、公告予定日が令和7年8月13日ということで、それからの譲受人さんに決定になるかと思

います。公告が終わった後で、農業公社から備考欄にある買受予定者の方に流れる形になるかと思いますが、その辺を、もう少し詳しく説明をしていただけたらと思います。よろしいですか。

**事務局** はい。この件に関しては、農業公社の方が譲渡人から買い入れるという手続きを先月に行ったわけですけれども、公社が県の認可を受けまして、その後、公社が取得するという登記があり、その後、譲渡人さんに公社から支払いがあります。期間としては、約4、5ヶ月後ということになりまして、その後は、公社から買受予定者の方が買うという手続きが、また同じぐらいの期間を通して行われます。同じように、県の認可があつて、公社から買受予定者の方に登記の手続きがあり、その後、買受予定から、公社の方に支払いがあるという流れになります。

**会長** はい。ありがとうございました。他にお尋ね等はございませんか。

はいどうぞ

**佐々木英樹委員** 4番佐々木です。4番の対価のところ、年に2,040 kgとありますが、7番については、対価が書いてないんですけど、どういう見方をすればいいのか聞きたいのですが。

**事務局** はい。  
4番につきましては、年間にお米で2,040 kgの物納ということになっております。また7番につきましては、形態の方が使用貸借権設定になっておりますけれども、譲渡人さんが、譲受人さん（法人）の代表の方の奥さんということで、使用貸借権設定ということになっております。対価は0です。

**会長** よろしいですか。

**佐々木英樹委員** はい。

**会長** 他にございませんか。

はいどうぞ。

**高山悦子委員** 13番の高山です。今の質問の続きなんですけれども、1番の方は、年に150 kgで、2番の方は、年に510 kgで、4番の方が全部2,040kg っていうのは、これは全部でっていう意味ですか。例えば、水田全部に対して、こうだというふうに受け取るんでしょうか。

事務局 はい。おっしゃる通りです。

会長 よろしいですか。

高山悦子委員 はい。

会長 他にございませんか。

( 質問・意見なし )

会長 意見もないようですので、原案の通り承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第6号、あっせん申し出についてご説明をさせていただきます。

23 ページをお願いいたします。農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんの申し出が、別紙の通りありましたので、ご審議の上、その可否を決定していただき、併せまして、あっせん委員を指名していただくものでございます。今回の案件は、借受け1件、買受け1件、売渡し1件となっております。詳細につきましては、申出書に記載の通りでございます。24 ページから26 ページが、あっせん申出書でございます。あっせん委員につきましては、まず24 ページと25 ページにつきましては、土地の所在地から、牛島委員と吉野委員にお願いしたいと考えております。また26 ページにつきましては、安武委員と岩根推進委員にお願いしたいと考えております。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

会長 はい。ただいま、あっせん申し出につきまして、事務局の説明がございましたが、この件につきまして、て何かお尋ねやご意見等ございましたらお受けいたします。

はいどうぞ。

牛島誠治郎委員 はい。17番の牛島です。今のあっせんにつきまして、ちょっとお尋ねしたいんですが、私は西寺と長田の方は、分かりますが、赤星と出田の方は、分からないので、どなたかもう1人、あっせん委員をお願いしたいのですが。

事務局 はい。2名ということで、牛島委員と吉野委員にお願いできればと思っております。

す。

**会 長** そこには、推進委員も入れておいた方がいいのでは。推進委員さんは、地元には詳しいので。

**事務局** 了解しました。それでは、牛島委員さんのところは田中推進委員さんと松永推進委員さん。それから、吉野委員さんのところは、田中推進員さんと高田推進委員さん。にもお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

**会 長** それから、お尋ねですが、24 ページと 25 ページですが、これは大体同じような申請の内容になっておりますけど、両方別々に探すんですかそれとも、どちらか一方だけの面積で探してくれってということですか。こちらはどういうふうに理解すればいいんですか。

**事務局** はい。24 ページの方は、法人さんで、この申請されている法人さんが農地所有適格法人ではなくて、買うことができないので、借りるという申請になっております。それから、25 ページの方は、個人さんで、こちらは、買いたいということでの申請になっております。それぞれです。

**会 長** それぞれで探して下さい。ということですか。

**事務局** そうなります。

**会 長** はい。分かりました。他にございませんか。

( 質問・意見なし )

**会 長** 意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**会 長** ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。また、あっせん委員につきましては、ただいま事務局より指名がありました方をお願いしたいと思います。次に、報告案件につきましては、事務局より説明を願います。

**事務局** はい。27 ページをお願いいたします。報告案件は、許可返納願いについてと合意解約についての 2 件でございます。28 ページの許可返納願いにつきましては、議案第 2 号のところでご説明いたしました通りでございます。次に 29 ページをお願いいたします。合意解約についてでございます。今回、農地法第 18 条の規定による合意解約通知が、

3件あっております。詳細につきましては、29ページの記載の通りでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**会 長** ただいま、事務局より報告について説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

**会 長** 意見もないようですので、以上の通り報告させていただきます。本日予定しました議案は、すべて終わりましたが、この他に、ご意見等ございましたらお受けいたします。

はいどうぞ。

**事務局** はい。先月の5条申請の中で、「資材置き場で使用貸借となっているが、何でだろうか。」というご質問ございましたので、申請人の方に確認いたしましたところ、譲渡人の方は、譲受人の会社の代表のおじさんに当たる人物であって、また社長と社員の関係でもあるということで、使用貸借となったということで報告を受けております。以上です。

**会 長** 他にはありませんか。

はいどうぞ。

**事務局** 先月の総会の時に、高山委員さんよりご質問がありました農用地利用集積等促進計画の公告についてです。その意義と、どのような形で行われていますか。ということですが、資料をお配りしておりますが、県知事が、農用地利用集積等促進計画案の認可認可をした時には、農地中間管理事業法の18条の第1項の規定により、公告することになっておまして、毎月、県の公報やホームページに掲載されております。県の公報は、3枚目に例を挙げさせていただいておりますが、こういった形で、公告がされております。この公告によって、法に基づく農用地利用集積等促進計画に定める権利の設定がなされたということ、一般の皆さんにお知らせするという意味合いで行われております。流れとしましては、2枚目につけておりますが、このような事務の手続きがなされております。以上です。

**高山悦子委員** 13番の高山です。質問に対してのご回答、ありがとうございました。

それでまたちょっと疑問が出たんですけれども、例えば土地を、農地をこういう方法で貸し付けて、こういう法律に基づいて貸してるっていうことを明らかにするという事ですか。

**事務局** そうですね。法律に基づいて、皆さんにお知らせしているということになります。

**高山悦子委員** 13番の高山です。単純に考えてね、貸してる土地を、いやあなたにも貸しますよ。みたいに、二重に貸すようなことがあるかもしれない。そんな時には、ちゃんと公告したでしょっていう。先に、これで貸してる場合に、貸してますよっていうふうに、明らかにするっていうことなんですかね。

**事務局** そういう意味合いもあるかと思いますが、法律に基づいて公告しているということです。

**高山悦子委員** 13番、高山です。わからなかったら結構ですが、他にも意味合いがあるのかもしれないけど、そういうこともあるという回答ですよ。今の時点で。分かりました。

**会 長** 他にはありませんか。

( 質問・意見なし )

**会 長** 意見もないようですので、これをもちまして、第8回農業委員会を閉会いたします。皆さん、ご起立お願いします。お疲れ様でした。